



佐賀県公報

平成16年
6月4日
(金曜日)
第 12463号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

公 告

- 県営権立川下地区土地改良事業計画決定 (農地整備課) 一
- 県営殿内地区土地改良事業計画変更決定 (") 一
- 県営日出来地区土地改良事業計画変更決定 (") 一
- 県営岩峰(下)地区土地改良事業計画変更決定 (") 二

訓 令 甲

- ◎ 国際課の旅券業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程 (一二・国際課) 二

監査委員事項

- ◎ 佐賀県代表監査委員規程の一部改正 (告示・一) 三

雑 報

- 平成十六年度宅地建物取引主任者資格試験の実施 (財団法人不動産適正取引推進機構) 三

○ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営土地改良事業(ため池等整備)権立川下地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月4日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業(ため池等整備)権立川下地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年6月7日から平成16年7月2日まで

3 縦覧の場所

伊万里市役所

県営土地改良事業(ため池等整備)殿内地区の計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月4日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(ため池等整備)殿内地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年6月7日から平成16年7月2日まで

3 縦覧の場所

武雄市役所

県営土地改良事業(ふるさと農道緊急整備)日出来地区の計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月4日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業(ふるさと農道緊急整備)日出来地区の変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間

平成16年6月7日から平成16年7月2日まで

3 縦覧の場所
 榊崎町役場

県営土地改良事業（ため池等整備）岩峰（下）地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月4日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類
 県営土地改良事業（ため池等整備）岩峰（下）地区の変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
 平成16年6月7日から平成16年7月2日まで
- 3 縦覧の場所
 榊崎町役場

○ 訓令 甲

●佐賀県訓令第十二号

くらし環境本部

国際課の旅券業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程を次のように定める。

平成十六年六月四日

佐賀県知事 古 川 康

国際課の旅券業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程

（趣旨）

第一条 この規程は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号）第四条の規定に基づき、国際課の旅券業務に従事する職員（以下「職員」という。）の週休日及び勤務時間の割振りに関し必要な事項を定めるものとする。

（週休日）

第二条 職員の週休日は、土曜日及び国際課長（以下「課長」という。）が職員ごとに毎四週間につき四日（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、四日以上）となるように指定する日とする。

（勤務時間の割振り）

第三条 職員の勤務時間は、課長が職員ごとに毎四週間につき一週間当たり勤務時間が四十時間となるように、前条の週休日以外の日においてその割振りを行うものとする。この場合において、始業時刻は八時三十分とし、終業時刻は十七時十五分とする。

2 課長は、業務の状況により必要があるときは、前項の規定にかかわらず、始業時刻及び終業時刻を繰り上げ、又は繰り下げて職員に勤務を命ずることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員の勤務時間は、課長が、職員ごとに毎四週間につき一週間当たりの勤務時間がその職員について知事が別に定めた勤務時間となるように前条の週休日以外の日においてその割振りを行うものとする。

附 則

この訓令は、平成十六年六月六日から施行する。

○ 監査委員事項

●佐賀県監査委員告示第二号

佐賀県代表監査委員規程(昭和三十九年佐賀県監査委員告示第一号)の一部を次のとおり改正する。

平成十六年六月四日

佐賀県代表監査委員 中 村 孝

第四条第三号中「出張に関する」を「旅行を命令する」に改める。

第五条第一項第二号を次のように改める。

一 職員の旅行を命令すること。

第五条第二項中「昭和三十九年佐賀県訓令甲第四号)別表(一)」を「平成十六年佐賀県訓令甲第二号)別表第一」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○ 雑 報

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定による佐賀県知事の委任に係る平成16年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施します。

平成16年6月4日

財団法人 不動産適正取引推進機構

理事長 小 野 邦 久

1 試験の日時

平成16年10月17日(日曜日)午後1時から午後3時まで。ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする

もの(宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第10条の5第6号に規定する登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。)については、午後1時10分から午後3時まで

2 試験の場所

試験場は、受付の際に指定します。

3 試験の内容等

(1) 内容

おおむね次の事項について行います。

ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に
関すること。

イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関するこ
と。

ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、前記アとオに掲げる事項に関する
問題を免除します。

(2) 出題法令

平成16年4月1日現在施行されている法令によります。

4 試験の方法及び出題数

(1) 方法

4肢択一式の筆記試験によります。

(2) 出題数

50問

ただし、登録講習修了者については、45問とします。

5 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができます。

6 試験案内及び受験申込書の配布

(1) 配布期間

平成16年7月5日(月曜日)から平成16年7月30日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで(ただし、7月30日(金曜日)は午後4時30分まで)

(2) 配布場所

ア 社団法人佐賀県楠風会(佐賀市内一丁目6番5号)

イ 社団法人佐賀県宅地建物取引業協会

ウ 佐賀市神野東四丁目1番10号 佐賀県不動産会館)

エ 佐賀県土づくり本部建築住宅課及び各土木事務所

オ 県立図書館及び県内各市の市立図書館

カ 佐賀市内の積文館及び明林堂書店

7 受験手数料

7,000円

受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行口座に払い込んでください。

なお、払込手数料は、本人負担とします。

8 受験申込

(1) 申込期間

平成16年7月26日(月曜日)から平成16年7月30日(金曜日)までの午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除き
ます。

(2) 申込場所

社団法人佐賀県楠風会(佐賀市内一丁目6番5号佐賀県庁南別館西庁舎3階)

なお、郵便による受け付けも行いますので、社団法人佐賀県楠風会あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込んでください。この場合において

は、平成16年7月5日(月曜日)から平成16年7月30日(金曜日)までの日付の消印のあるものに限ります。

(3) 提出書類

ア 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書をはり付けたもの)

イ 写真1枚(受験申込み前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦4.5センチメートルから5センチメートルまで、横3.5センチメートルから5センチメートルまでの間の大きさのもの)

ウ 登録講習修了者については、前記アとイに加え講習修了者証(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)

9 合格発表

(1) 発表の期日

平成16年12月1日(水曜日)

(2) 発表の方法

8の(2)の申込場所で合格者一覧表を掲示するとともに、合格者については本人に合格証書を送付します。

10 試験に関する問合せ先

社団法人佐賀県楠風会 電話(0952)23-0201